

保育所等に入所するまで



保育所等利用の対象となる子どもについて



▶ 認可保育所・小規模保育施設・認定こども園(保育所部分)・企業主導型保育施設の利用については次の両方に該当する方が対象です。

- ・子どもと保護者が苫小牧市に住所を有している
- ・保護者の両方が次の①から⑧のいずれかの理由により、保育ができない

保育所等に入所するまで

保育が必要な理由	内容	保育の必要量	
		標	短
① 就労	会社や自宅等で就労(自営業含む)を月に64時間以上している	○	○
② 妊娠・出産	出産予定日の8週間前から出産日の8週後の月末まで	○	○
③ 疾病・障がい	病気やけがまたは心身に障がいがある	○	○
④ 介護・看護	同居親族の介護や看護を常時している	○	○
⑤ 家庭の災害	火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたっている	○	○
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っている	×	○
⑦ 就学	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)している	○	○
⑧ その他	上記①～⑦に類する状態にある	○	○

※標：標準時間利用(午前7時30分～午後6時30分の11時間まで)

短：短時間利用(午前8時30分～午後4時30分の8時間まで)

- ・育児休業中の方は、短時間利用のみとなります。
- ・幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)・認可外保育所は、保育が必要な理由の有無に関わらず利用できます。



認定区分について



▶ 認可保育所・小規模保育施設・認定こども園・幼稚園を利用するには、苫小牧市から認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で教育を受ける子ども	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保育を必要とする子ども	認可保育所、小規模保育施設 認定こども園(保育所部分)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保育を必要とする子ども	

- ・認定申請は入所・入園申込時に行います。

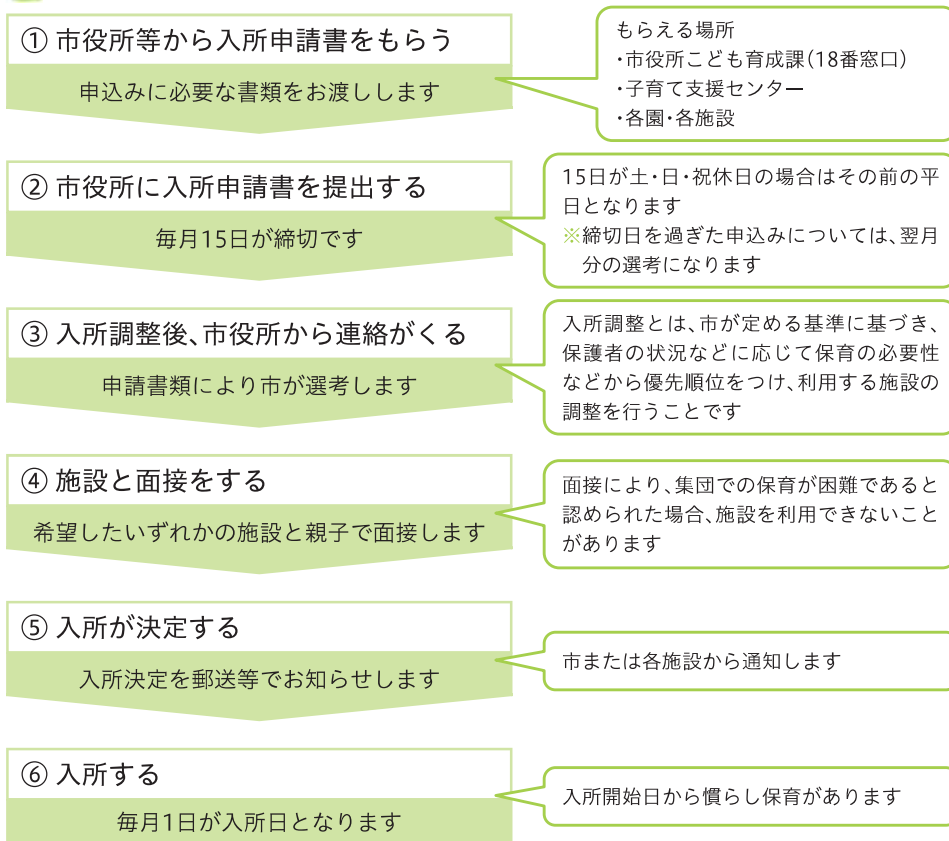
- ▶ 幼稚園などの預かり保育や認可外保育施設などの利用について、助成を受けることができません。助成を受けるためには苫小牧市から認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
新2号認定	3歳児クラス以上	幼稚園・認定こども園(幼稚園部分) の預かり保育、認可外保育施設等
新3号認定	0～2歳児クラス	

保育所等への入所申込み～入所の流れについて

- ・認可保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育施設は下の図をご覧ください。

申込み～入所の流れ



- ・認定こども園(幼稚園部分)・幼稚園・認可外保育所・企業主導型保育施設は、各園に直接申込みください。

- ・4月の入所申込みについては例年12月頃からとなりますので、詳しくはホームページ・広報とまこまいをご覧ください。



申請書類はこちらからご確認ください